

第8講 動物園の飼育基準

本日の授業資料

keiei2020_8-1-10、pdf×7、mp3×3

1. 動物園の法的地位 音声ファイル1 keiei2020_8-8.mp3

1) 博物館法

同法に博物館は法律の条文のほか政令（＝施行令）や省令（＝施行規則）では見えず、「公立博物館の設置及び運営に関する基準」（文部省告示第164号・昭和48=1973年）に現れるのみ。この基準は2003（平成15）年に廃止、「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」に置き換えられた。理由は、公立の施設にも関わらず国の基準として数値目標を設定するのは地方自治の趣旨に反するというもの。旧基準は例によって文部科学省の公式サイトでは削除ずみのため、掲載がある次の資料を配付する「博物館に関する基礎資料（平成23年度）」（基準は59pにあり） [keiei2020_8-2.pdf](#)。この資料集は2006（平成18）年度から毎年分がpdfで公開されている。学芸員ならば手元に置いておきたい資料集である。

社会教育実践研究センター 基礎資料：国立教育政策研究所 <https://www.nier.go.jp/jissen/book/index.html>

2) 都市公園法

公立動物園は都市公園のなかに設置されることも多く、役所内部の主管部局も都市公園や土木関係のことがある。条文では第2条に記され、それを補完する条文で数か所現れる。

（定義）第二条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

2 この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次に掲げる施設をいう。

六 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの

3) 環境省の整理資料「動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会第1回配付資料」 [keiei2020_8-3.pdf](#)

同省では2013（平成15）年度に「動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会」を設置し、種の保存や環境教育等の公的機能の推進方策などを議論した。第1回の配付資料が、博物館法での位置付け（登録・相当）による数と名称、関連する法律の列記と見取り図、2013年当時の関連基準など内容満載の資料となっている。

2. 動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=348AC1000000105

1) どんな法律か

次ページで見るように動物園に限らず動物の飼育に関する国の基準が存在する。その根拠となるのが「動物の愛護及び管理に関する法律」で、同法は動物の虐待防止や終生飼養（＝飼育）が根幹で個体に注目した法律である。対象とする動物を「愛護動物」と独自に定義する。その内容は①牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえと及びあひる、②人が占有している哺乳類、鳥類又は爬虫類となっており、広範囲にわたる。①の動物は人の占有状態でない個体、すなわち野良個体や野生化個体も含む。動物の飼育基準を示しており動物園も対象にしている。「あゆみ」やそのリンク先を見ると、年々規制の対象とする内容が拡大していることがわかる。外来種であっても虐待や遺棄は禁止である。

あゆみ https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/index.html

概要 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/outline.html

2) 動物の飼育に関する基準 [音声ファイル2 keiei2020_8-9.mp3](#)

同法は動物の飼育（飼養という）に関連した基準を定めている。その際、動物を「家庭動物、展示動物、産業動物、実験動物」の4つに区分けする。対象となる動物はそれぞれ①家庭や学校などで飼われている動物、②展示やふれあいのために飼われている動物、③牛や鶏など産業利用のために飼われている動物、④科学的目的のために研究施設などで飼われている動物、であり、同時に対象施設も名指ししている。ペットや実験動物の飼育基準の明示は、家庭や研究機関における飼育倫理の制定などにつながっている。

動物の適正な取扱いに関する基準等 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/baseline.html

3) 「特定動物」（危険な動物）の選定と基準

同法はトラ、クマ、ワニ、マムシなど人に危害を加えるおそれのある危険な動物を「特定動物」として選定し、2020年6月から交雑個体を含め個人のペットとして飼育することを禁止、動物園や試験研究機関の飼育には知事または指定都市の長の許可が必要とし、飼育の設備の基準を定めている。「守るべき基準」には、一定の基準を満たした「おり型施設」などでの飼養、逸走を防止できる構造及び強度の確保、マイクロチップ等による個体識別措置などが含まれる。

環境省_特定動物（危険な動物）の飼養又は保管の許可について https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/danger.html

4) 展示動物の飼養及び保管に関する基準 [web](#) <https://www.env.go.jp/hourei/18/000273.html>

「展示動物」は「展示やふれあいのために飼われている動物」であり、その対象となる施設の例示は「動物園、ふれあい施設、ペットショップ、ブリーダー、動物プロダクション」である。動物園と興業事業が同列という位置付けである。

さらに、解説書「展示動物の飼養及び保管に関する基準の解説」では飼育者倫理や環境エンリッチメントについて明文化している。館園や業界の取り組みや民間の奨励制度などボランティアベースで進んできた取り組みに国が後付けで基準を設定した。この基準を満たさない飼育施設はいずれ動物園と名乗ることが難しくだろうか。

展示動物の飼養及び保管に関する基準 [keiei2020_8-4.pdf](#) https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/laws/nt_r02_21_2.pdf

展示動物の飼養及び保管に関する基準の解説 [keiei2020_8-5.pdf](#)

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/display.pdf

5) 動物取扱業者の規制 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/trader.html

動物愛護管理法では、動物取扱業者を規定し法の対象とした。環境省は動物取扱業者を2つに分け、第一種動物取扱業者を事業として動物の販売、保管、貸出、訓練、展示、芹幹旋、譲受飼養を営利目的でおこなうもの、第二種動物取扱業者は営利性のない動物の取扱いのうち、飼養施設を設置し、一定頭数以上の動物の譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示を業務としておこなうものとした。第二種は具体的には動物保護団体の動物シェルター、公園等での非営利の展示などが該当する。第一種動物取扱業者は知事や指定都市の市長の登録、第二種はおなじく届出が必要である。

第一種動物取扱業者の販売は小売りや卸売り業者、保管はペットホテルやシッター、貸出はレンタルのほかモデルや繁殖用の動物派遣業者、訓練は調教業者、競りあっせんはオークション、譲受飼養は老犬老猫ホームなどが例示されている。展示は、サーカスやふれあいパーク、乗馬施設、アニマルセラピーに加え、動物園や水族館が含まれる。つまり動物園水族館は「営利目的」の施設で、ペットショップや動物プロダクションと同じ扱いとされたのである。動物園水族館からすれば納得のいかない扱いだろう。

環境省_第一種動物取扱業者の規制 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/trader.html

環境省_第二種動物取扱業者の規制 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/trader_c2.html

3. 業界飼育基準 音声ファイル3 keiei2020_8-10.mp3

1) 世界動物園水族館協会 (WAZA)

Code of Ethics and Animal Welfare (倫理福祉規定) <https://www.jaza.jp/assets/document/about-jaza/document/2016rinriyoukou.pdf>

この数年は国内の動物園がWAZAに直接加盟する例が増えている。現在10館園、ふくしま海洋科学館（アクアマリンふくしま）以外はすべて大都市圏の動物園。報道発表には「動物福祉や倫理規定に係る厳しい審査をクリアし」という文言が見える。イルカ飼育を継続する館園はJACRE（日本鯨類研究協議会）、英米基準を目指す館園はWAZAへの直接加盟となって、倫理や福祉の問題をきっかけにJAZAが空洞化していくのかも知れない。

WAZA（世界動物園水族館協会）への加盟が決定しました！ | 豊橋総合動植物公園 <https://www.nonhoi.jp/news/detail.php?id=573>

日本鯨類研究協議会 (JACRE) <https://www.jacre.jp>

2) 日本動物園水族館協会 (JAZA) 概念的であり個別具体的な内容は含まない

倫理福祉規定 <https://www.jaza.jp/assets/document/about-jaza/document/2016rinriyoukou.pdf>

4. 札幌市の挑戦

1) 「マニトバ基準」の導入

札幌市円山動物園では2017年に完成したホッキョクグマの飼育舎では、アメリカ動物園水族館協会やカナダ・マニトバ州の条例を取り入れた。

施設紹介 ホッキョクグマ館／札幌市円山動物園

https://www.city.sapporo.jp/zoo/b_f/b_18/hottukyoku.html

2) アジアゾウの導入

2019年3月にオープンしたアジアゾウの飼育舎は世界最先端。事前に小学校の建設費と比較して市民に賛否を問うた。建設費は20億円の予定が30億円にのぼった。

新施設「ゾウ舎」が完成しました！／札幌市円山動物園

<https://www.city.sapporo.jp/zoo/03doubutsu/01elephant/h30/20181010elephant2.html>

円山動物園のゾウ・ゾウ舎の一般公開について

<https://www.city.sapporo.jp/city/mayor/interview/text/2018/documents/maruyamazoo.pdf>

札幌市円山動物園ゾウ導入方針 <http://www.city.sapporo.jp/zoo/topics/documents/zoukihonhousin.pdf> keiei2020_8-7.pdf (追加)

3) 動物園条例の検討

動物園の設置には地方自治法により設置条例が必要であるが、これは義務的形式的な内容に過ぎない。議決された条例は市民の総意と見なされる。動物園条例を改めて制定することは、市民の総意として動物園を継続するという意思表示であり、動物園の将来を保証する意味から極めて重要である。

2) 検討委員会とシンポジウム

動物園条例の制定の過程では検討委員会やシンポジウムなど議論や意見表出の場が設けられ、日本の動物園の課題も抽出された。第1回検討会の資料のみ添付するが、以降の資料も見ておきたい。

動物園条例の検討について／札幌市円山動物園

<https://www.city.sapporo.jp/zoo/01sougouannai/06doubutsuennotorikum/02shimindoubutsuenkaigi/doubutsuenjourei/doubutsuenjourei.html>

札幌市第1回動物園条例検討部会 keiei2020_8-6.pdf

<https://www.city.sapporo.jp/zoo/01sougouannai/06doubutsuennotorikum/02shimindoubutsuenkaigi/doubutsuenjourei/documents/haifushiryo1.pdf>

